

4月から障害福祉や重度訪問介護サービスなどの制度が改正されます

問い合わせ

障がい福祉課 ☎(866)2093
FAX(863)6362

「障害程度区分」を「障害支援区分」に名称変更

障害福祉サービスを利用するために認定が必要な「障害程度区分」は、障がいの特性が適切に反映されるように調査項目などが見直され、名称も「障害支援区分」に変わります。

重度訪問介護サービスの対象者を拡大

在宅生活で常時介護が必要なたに、長時間ホームヘルパーが支援を行う「重度訪問介護サービス」は、これまで重度の肢体不自由者だけが利用できましたが、障害支援区分が4以上など、重度の障害がある知的障がい者または精神障がい者もサービスを利用できるようになります。

誰もが
いきいき
暮らせる社会に



共同住宅(グループホームとケアホーム)を一元化

障がいのあるかたが、夜間や早朝に日常生活の支援や介護を受けられるグループホームとケアホームは、これまで利用者の状態に応じてその入居先が決められていました。4月からは、利用者の状態が変わっても同じ住居でサービスが受けられるよう、グループホームとケアホームを一元化し、名称もグループホームに統一します。

就学前の障害児通所支援に係る利用者負担を軽減

保育所などへ通園している未就学の兄、姉がいる障がい児は、障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。

軽減内容▶従来の額(1割相当額。上限設定あり)と軽減後の額(第2子の場合は10分の5、第3子以降の場合は無料)を比較し、低い方の額が利用者負担額
軽減方法▶当面の間は従来の額で請求され、支払った額と軽減後の額の差額を返還。申請が必要で**必要書類**▶軽減申請書、印鑑、兄(姉)の在園証明書、サービス利用先の事業所が発行する平成26年4月利用分以降の利用者負担額領収書

こちらのサービスもご利用ください

■平成25年度から、ホームヘルパーや施設通所などの障害福祉サービスの対象者に、国が指定する130種類の「難病患者等のかた」も加えられています。サービス利用を希望されるかたは、特定疾患医療受給者証(ないかたは医師の診断書)と印鑑をお持ちの上、障がい福祉課で手続きをしてください

■秋田県医療療育センター(上北手)で、障がい児者を対象に、全身麻酔による歯科治療ができるようになりました。詳しくは、秋田市歯科医師会へお問い合わせください。☎(823)45604

虐待かな?と思ったり...

障がいのあるかたが、家族や施設の職員、勤め先の事業主などに虐待を受けていることを目撃したり気づいたときには、秋田市障がい者虐待防止センターに通報してください。

通報先▶秋田市障がい者虐待防止センター
(市障がい福祉課内)☎(866)8835

身体的虐待：暴行を加えることのほか、正当な理由なく身動きできない状態にすること
性的虐待：無理矢理、または同意と見せかけ、わいせつなことをしたり、させたりすること
心理的虐待：相手を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的苦痛を与えること
放棄・放任：身の回りの世話や介助をほとんどせず、相手の心身を衰弱させること
経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金などを使うこと。また理由なく金銭を与えないこと



障がいのあるかたへの虐待に関する相談は、左記の施設へどうぞ。相談者のプライバシーは保護されます。

■身体障がい者への虐待は▶障害者生活支援センターはくと☎FAX(873)7804

■知的障がい者への虐待は▶たけあひ竹生寮☎(834)2577、FAX(834)2219

■精神障がい者への虐待は▶指定相談支援事業所クローバー☎(846)5328、FAX(846)5358



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

秋田市国保・白帰りに 人間ドックの申請受付

秋田市国民健康保険(国保)の日帰り人間ドックの受診申請を受け付けます。6月から始まる特定健康診査(メタボ健診)は無料ですが、人間ドックは特定健康診査の項目に加え、詳しい検査を行うため自己負担がかかります。

両方は受診できませんので、どちらを受診するかご検討のうえ、お申し込みください。

対象者▶秋田市国保に加入し、次のすべてに該当するかた

- ① 来年3月31日時点で35歳以上
- ② 今年4月までの加入月数が通算12か月以上
- ③ 国保税を完納している

*後期高齢者医療制度に加入しているかたは対象になりません。

申込期間▶4月8日(火)から14日(月)までの平日

申込場所▶特定健診課(市役所山王別館1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター

*国保の被保険者証をお持ちください。電話では受け付けません。

実施医療機関▶市立秋田総合病院、秋田赤十字病院、秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター、中通健康クリニック、秋田組合総合病院

県総合保健センター、白根病院
自己負担額▶1万2千円〜1万7千円程度

定員▶1千300人。先着順ではありません。定員を超えた場合は抽選の上、5月上旬までに申請者全員にお知らせします

●**問い合わせ**
特定健診課 ☎(866)8903

はり・きゅう・マッサージ の受療券を交付します

秋田市国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者に、4月から使える、はり・きゅう・マッサージの受療券(1回につき800円を助成)を交付します。申請はいつでも3月24日(月)から。

国民健康保険 対象▶申請時に55歳〜74歳で、国保税を完納しているかた **枚数**▶20枚綴りを2冊まで(1回の申請で1冊を交付)

申請▶国保の被保険者証を持って国保年金課4番窓口へ(市議場棟1階) ☎(866)2098

後期高齢者医療 対象▶後期高齢者医療制度に加入しているかた **枚数**▶15枚綴りで1冊

申請▶後期高齢者医療被保険者証を持って長寿福祉課へ(市福祉棟2階) ☎(866)2095

*次の窓口でも受け付けます(平日)：北部・西部・河辺・雄和の各

市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

引っ越しシーズン 空き家の管理は適正に

空き家は、所有者が適正に管理することが原則です。冬期間の積雪などで、家屋が傷んでいないかご確認ください。また、引っ越しで自宅が空き家になる場合は、次の点にご留意ください。

- 建物の倒壊や、強風で物が飛散・落下するなどして近隣の家屋や通行人などに被害を与えた場合、その建物の所有者、または占有者(実際に使っている人)に対し、損害賠償などの管理責任が問われることがあります
- 現在、空き家を所有している、または家族の転居などで空き家になる可能性があるという物件をお持ちのかたは、「適正に管理されているか」「将来的に誰が管理するか」などを、今一度ご確認ください

●**問い合わせ**
・通行人などに危害を及ぼすような空き家は、防災安全対策課 ☎(866)2021

・その他、相談窓口の案内・紹介は、市民相談センター ☎(866)2039

津波ハザードマップを 全戸配布しました

今号の広報あきたと一緒に、「津波ハザードマップ」と各種防災マップ保存用のクリアホルダーを全戸配布しました。地図に掲載している避難場所などを確認し、みなさんの避難路を決めましょう。

- ・**津波ハザードマップ活用法**
- ・地図上で、自宅周辺が何色に着色されているかを確認し、浸水の深さを調べましょう
- ・避難場所までの避難経路を地図に書き込みましょう
- ・避難経路は、川や崖の付近など危険な場所は避け、複数の経路を覚えておきましょう
- ・日頃から避難経路を歩いて、安全かどうか確認しましょう

◆津波ハザードマップの活用法について、沿岸部地区を対象とした住民説明会を開催する予定です。詳しくは、改めて広報あきたでお知らせします。

●**問い合わせ** 防災安全対策課 ☎(866)2021



津波・河川洪水などの各種防災マップは、クリアホルダーに入れて保存しましょう。